

香芝市議会の会議における情報通信機器の使用基準

1 定義

- (1) 「会議」とは、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。
- (2) 「情報通信機器」とは、パーソナルコンピュータ、タブレット端末、スマートフォン及び携帯電話をいう。

2 会議中に情報通信機器を使用するに当たっての留意事項

- (1) 音声や操作音を発するなど会議の運営上支障となる行為を行わないこと。
- (2) 当該会議の目的外の用途に使用しないこと。
- (3) 審議・審査中の情報を外部に発信しないこと。
- (4) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や掲示板などへの投稿をしないこと。

3 違反行為に対する措置

議長又は委員長は、前記2の規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意をするものとする。また、再三の注意によっても違反する行為が改められない場合は、情報通信機器の使用の停止を命じるものとする。

4 適用範囲

この基準は、議員、理事者、議会事務局職員及び傍聴者について適用する。

附 則

この基準は、平成26年3月1日から施行する。